- 1. こんばんは、岩本です。また出ました。「戦争法案」の審議の時と同じです。会期内で思い通りに法案を通せないとなると、大幅な会期延長をする。これで、きちんと審議をするならともかく、切れやすい総理と、頭の悪い大臣と、忖度ばかりの官僚がたったの30時間の審議をおしまいにするための会期延長です。今の国会は、リンカーンには本当に申し訳ないのですが、「安倍の、安倍による、安倍のための国会」に成り下がっています。「国会乗っ取り罪」という罪があるならば、安倍首相は正犯で、菅官房長官は教唆犯で、自民党と公明党と維新は共謀犯で、野党はこのままでは幇助犯で、国会議員は一網打尽です。
- 2. 繰り返しになりますが、共謀罪は、日本の刑法、犯罪捜査、そして刑事裁判の原則を根本から変えてしまう、「アリの1穴」になりかねません。その根本にあるのは、共謀罪が、すでに犯罪を犯した者、つまり既遂犯を処罰するのではなく、いまだ犯罪の着手すらしていない者を「計画」と「実行準備行為」だけで処罰する点にあります。日本の刑法は、犯罪の既遂を処罰することを原則としています。しかし、組織犯罪処罰法は、277 もの犯罪を共謀罪の対象にしますから、既遂犯を処罰する刑法の原則を大きく変えるものです。
- 3. 犯罪捜査の手法も、根本から変えてしまいます。もちろん、共謀罪の摘発において有効な捜査手法は、監視です。しかし、それだけではありません。第1に、犯罪の計画を知るための手っ取り早い方法は、捜査の協力者を組織の内部に送り込むことです。つまり、「おとり捜査」です。将来、組織犯罪の典型である麻薬や銃器の取引でしか認められていない「おとり捜査」が、組織がらみの共謀罪すべてにおいて許されることになるかもしれません。
- 4. 第 2 に、犯罪の計画について合意があったかどうかは、本人の内心の問題ですから、本人の自供が決め手になります。その後、監視によって集められた情報によって裏付けることになります。物証は完全に後付けです。憲法は、本人に不利な自白のみによって処罰されないと規定していますが、共謀罪では実質的に、自白のみによって処罰される危険があります。
- 5. 第3に、自白させるには、拷問が一番です。今の時代、拷問はないだろう、と思うかもしれません。しかし、拷問を肉体的な苦痛に限定し、精神的なストレスを加えることは拷問ではないと強弁されるかもしれません。皆さん思い出してください。日本国憲法は、拷問を絶対に禁止しています。しかし、自民党改憲草案は、この条文から「絶対」を削ることを目論んでいます。このままテロの脅威が喧伝され続ければ、そのうち、「テロリストならば、拷問も仕方がないじゃないか」と考える人が出てくるかもしれません。
- 6. 最後に、刑事裁判の原則は、推定無罪であり、「疑わしきは罰せず」です。しかし、共謀罪は、監視によって集められた情報と、日常の何でもない行動とを結びつけて、団体として犯罪を企んでいるとの疑いをかけて、処罰するものです。その裁判は、「疑わしきは罰する」ということが原則になります。そして、検察は、監視によって集めた大量の情報を裁判官と裁

判員に見せて、「こいつならやりそうでしょう」と説得するのです。その中には、「根も葉もない噂話」や「悪意のある中傷」すら含まれているでしょう。これらの伝聞証拠に基づいて、一般人が「テロリスト」に仕立て上げられてしまうのです。

7. もう一度言います。共謀罪は、日本の刑法、犯罪捜査、刑事裁判を根底から変えてしまいます。絶対に阻止しましょう。「国会乗っ取り」犯をもうこれ以上のさばらせるわけにはいきません。多くの国民を動かし、マスコミを動かし、国会を動かすために、いっそう頑張りましょう。本日は、ありがとうございました。